二六四	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	三〇	一
二六五	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	三〇	一
二六六	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件	三〇	三
二六七	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	三〇	四
二六八	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件	三〇	四
二六九	県の境界にわたる市の境界変更の件	三一	二
二七〇	政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二～平成二十三・平成二十五年分～平成二十七年分）を公表する件	三一	四二
二七一	政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分・平成二十七年分～平成二十八年分）を公表する件	三一	四五
	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省		
一	地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針	一〇	七
	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
一	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準	一六	二
	○政治資金適正化委員会		
四六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	一六	二
四七	〃	三〇	四
四八	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	三〇	四
	○法務省		
三六一	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	三
三六二	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	一	二二
三六三	日本国に帰化を許可する件	二	三
三六四	〃	七	二
三六五	〃	八	四
三六六	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	九	一
三六七	日本国に帰化を許可する件	九	一
三六八―三七〇	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	九	一四
三七一―三七四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	九	一六
三七五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	九	一七
三七六―三七七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	九	一八
三七八	日本国に帰化を許可する件	一〇	三
三七九	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	一四	二〇
三八〇―三八五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	二四